

支援につながらないポイント

ポイント1 支援ニーズの潜在化

支援ニーズは把握することができる

YES!

ポイント2 支援体制の未整備

支援が必要なケースは支援可能な場所や支援体制がある

YES!

ポイント3 継続性のない支援

支援は継続できている

YES!

ポイント4 効果性の未検証

支援は効果があがっている

YES!

支援につながらない主な要因と支援につなげるための学校の対応策

支援ニーズの積極的な把握

孤立し、家庭の状況が把握できない

転居のため情報が十分に得られない

- 家庭訪問やアウトリーチ型支援を実施しニーズを把握
- 管理職・コーディネーター・SSWが民生委員、児童委員、各地域の福祉部局と情報共有し、支援ニーズを把握。
- コーディネーターは収集した情報をもとに校内支援会を開催し、情報共有及び支援内容について検討。

担任の判断で校内支援会にあげていない

進級・転学等で引き継ぎが不十分

- 複数での見守りと情報共有の徹底
- コーディネーターは支援が必要な児童生徒の状況を管理職と共有。
- 教務主任は対象児童生徒の見守りを複数で行うことができるよう時間割を調整。
- コーディネーターは収集した情報を関係教員間で共有できるように教職員の日程を確保。

- 校種間・学校間での引き継ぎの徹底
- 教務主任、学年主任、担任が引き継ぎ情報を収集。
- コーディネーターは関係教員間で引き継ぎ情報を共有できるように日程を調整。
- 関係機関と連携が必要な場合は、コーディネーターが関係機関に連絡し、情報共有及び連携協力を依頼。

SNSでの誹謗中傷など見えにくい環境下で被害を受けている

- いじめ予防等プログラムの実施
- SNS相談の広報
- 担任が確実にいじめ予防等プログラムを実施。
- 管理職や担任がPTA総会、参観日等を活用し、SNS相談体制について周知。

迅速な支援体制の構築

校内の支援体制が不十分

- 校内支援会で支援内容の見直しと支援が不十分な点の確認と再構成
- 関係機関と連携した支援体制の必要性の検討

校内支援会でSC・SSWが支援の状況や内容についてアセスメントし、教職員へ助言。助言をもとに支援方針・内容を再構築。

関係機関との連携が必要な場合は、コーディネーターが関係機関へ連絡。コーディネーター及び担任が関係機関と情報共有し、支援内容を確認。

子どもや家庭が支援を拒否している

虐待やネグレクトが懸念される

- 支援資源（キーパーソン）を発掘
- キーパーソンを軸とした支援資源の拡大

管理職・コーディネーター・SSWが民生児童委員、各地域の福祉部局と情報共有し、支援資源の発見や拡大について協力。

外国から来日したばかりでどこに相談して良いかわからない

- 相談できる場所についての情報収集
- 関係機関との連携を検討

コーディネーターが相談場所について情報収集を行い、アプローチ。

持続可能な支援プランの策定

支援内容のミスマッチ

- 校内支援会での支援効果の評価と支援内容の再構成

校内支援会でSC・SSWが支援の状況や内容についてアセスメントし、教職員へ助言。助言をもとに支援方針・内容を再構築。

現在の支援プランでは、無理が生じた

単発での相談や支援となり、継続しなかった

- 継続可能な支援プランへの計画変更
- 関係機関と情報共有及び関係機関の支援協力を検討

管理職が現在の職員の公務状況を確認し、調整することで支援が可能か判断。困難な場合は、校内支援会で支援プランを変更。

関係機関との連携が必要な場合は、コーディネーターが関係機関へ連絡。コーディネーター及び担任が関係機関と情報共有し、支援内容を確認。

退学や転学となり、これまでの学校からの支援がなくなった

妊娠し、学校生活が続けられない

- 関係機関や転学先への支援主体の移管を検討

コーディネーターが他機関や転学先へ支援内容、状況について確実に引き継ぎをする。

コーディネーターが、引き継ぎ先との情報共有を継続し、状況に応じて、在籍校での対応について助言する。

効果検証を踏まえた適切な支援実施

支援を行っている児童生徒の状況が変化している

- 校内支援会での支援効果の評価
- 支援内容の見直し

校内支援会でSC・SSWが支援の状況について確認するとともに、支援効果についてアセスメントし、教職員へ助言。助言をもとに支援方針・内容に変更が必要な際は、支援内容を再構築。

現在の支援内容・体制だけでは支援が不十分

- 関係機関と情報共有及び関係機関での支援協力を検討

管理職の承認のもと、コーディネーターが関係機関へ連絡し、支援依頼し、支援内容を確認。

リスクレベルが高く、学校では十分な支援ができない

- 他機関への支援主体の移管を検討
- 復学後の支援体制の整備

管理職の承認のもと、コーディネーターが関係機関へ連絡し、支援依頼。

コーディネーターは、関係機関での支援状況を共有し、校内支援会で報告。報告をもとに、復帰後の支援体制について協議。

抜かりのない継続した支援へ

市町村教育委員会

支援要請 ↓ 助言・支援 ↑

関係機関同士が連携して速やかに支援ができるよう実務者間での関係を強化

<p><b>心の教育センター</b></p> <p>○いじめ・不登校・暴力行為等に関する相談</p> <p>※学校と関係機関のコーディネート機能を有する</p>	<p><b>教育支援センター</b></p> <p>○不登校、集団不응、学習支援等に対する相談</p>	<p><b>児童相談所</b></p> <p>○虐待・養育・保健・障害・非行等に関する相談</p>	<p><b>県警少年サポートセンター</b></p> <p>○非行・青少年の問題行動（ネットいじめ含む）に関する相談</p>	<p><b>法務局</b></p> <p>○いじめ・ネット問題等の子どもの人権問題に関する相談</p>	<p><b>若者サポートステーション</b></p> <p>○就学・就業支援に関する相談</p>	<p><b>療育福祉センター</b></p> <p>○心身の発達や障害、療育、福祉等に関する相談</p>	<p><b>精神保健福祉センター</b></p> <p>○自殺予防・引きこもり等、精神保健及び精神障害者福祉に関する相談</p>	<p><b>女性相談支援センター</b></p> <p>(配偶者暴力相談支援センター)</p> <p>○配偶者からの暴力・女性の悩みに関する相談</p>	<p><b>弁護士会</b></p> <p>○いじめ、人権問題、親子関係、民事、刑事等法律に関する相談</p>	<p><b>医療機関</b></p> <p>○専門領域に基づいた医療的支援・連携</p>
--	---	---	--	---	--	--	--	--	---	--

抜かりのない支援を実現するために今後更に充実すべきポイント

- 関係機関の業務内容や窓口について学校への周知
- 学校や関係機関同士の引き継ぎ情報の共通化や引き継ぎの簡便化
- 関係機関や民生委員、児童委員と学校との情報共有
- 退学後の支援機関の充実
- 学校で支援できないケースについて相談場所の拡充
- 関係機関の校内支援会への参画 など